下関漁港管理条例施行規則の一 平成十七年十月二十五日

部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事

= 井

関

成

山口県規則第百三十八号

下関漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

Щ

河川区域の変更による廃川敷地等 (河川課)......

けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)......を照り、 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受 に関する告示の一部改正(都市計画課)......屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査 ( 住宅課 ) ...... 特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査 (建築指導課)..... 報

下関漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (漁港漁村課)...

目

次

10月25日

(火曜日)

うに改正する。

平成 17 年

十六年農林省令第四十七号。

第八条第一号中「入港届 ( 別記第四号様式 ) 」を「漁港漁場整備法施行規則 ( 昭和二

以下「省令」という。)別記第五号様式による入港届」

に

下関漁港管理条例施行規則(昭和三十年山口県規則第四十九号の二)の一部を次のよ

届」に改め、同条第三号中「入出港届 ( 別記第四号様式 ) 」を「省令別記第五号様式に 改め、同条第二号中「出港届(別記第四号様式)」を「省令別記第五号様式による出港

#### 山口県会計規則の一部を改正する規則 (会計課) ...... 山口県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾課)....... 第 4 号樣式 よる入出港届」に改める 別記第四号様式を次のように改める。 山口県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。 平成十七年十月二十五日 附 則 判例

山口県規則第百三十九号

山口県知事

井

関

成

山口県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山口県入港料徴収条例施行規則(昭和五十四年山口県規則第三十六号)の一部を次の

第三条中「別記第一号様式」を「別記様式」に改める。

: 五 四

第四条中「入港届 ( 別記第二号様式 ) 」を「港湾法施行規則 ( 昭和二十六年運輸省令

第九十八号)別記第五号の二様式による入港届」に改める。

別記第二号様式を削り、 別記第一号様式を別記様式とする。

則

この規則は、 平成十七年十一月一日から施行する

平成十七年十月二十五日

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事 井 関

成

П

#### 号

山口県規則第百四十号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) の一部を次のように改正す

玖珂支所」 別表第三山口県岩国健康福祉センターの出納員の項中「山口県岩国健康福祉センター を 山口県岩国健康福祉センター玖珂支所」山口県岩国健康福祉センター に改め、 同表山口県柳井健康福

祉センター の出納員の項中「山口県柳井健康福祉センター 大島支所」 を 山口県柳井健山口県柳井健

康福祉センター 大島支所」康福祉センター に改め、 同項の次に次のように加える。

山口県防府健康福祉センタ	山口県防府健康福祉センターの出納
山口県周南健康福祉センタ	員山口県周南健康福祉センターの出納

報

祉センター の出納員の項中「山口県宇部健康福祉センター 美祢支所」 阿東支所」 別表第三山口県山口健康福祉センターの出納員の項中「山口県山口健康福祉センター を 山口県山口健康福祉センター阿東支所」山口県山口健康福祉センター に改め、 同表山口県宇部健康福 を 山口県宇部健

康福祉センター 美祢支所」康福祉センター に改め、 同項の次に次のように加える。

山口県萩健康福祉センター	山口県萩健康福祉センターの出納員
山口県長門健康福祉センター	員山口県長門健康福祉センターの出納

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。



# 山口県告示第五百七十二号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十七年十月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成十七年十月二十五日

山口県知事

=

井

関

成

道路の種類 県道

道路の区域 線 名 橘東和線

地野の大きで同	二〇の一地先から郡周防大島町大字平野字	区間
新	旧	旧新別
最次四〇・三・八	最次四〇・三・八	(メートル)敷地の幅員
二八・八	二八・八	(メートル) 長
		備
		考

# 山口県告示第五百七十三号

の申請の時期、 加する者に必要な資格 (以下「入札参加資格」という。) 及び当該入札参加資格の審査 より、一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)の契約に係る指名競争入札に参 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定に 方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十月二十五日

山口県知事 = 井 関

成

一般国道四三七号橋りょう補修工事(第一工区)

工事場所 大島郡周防大島町大字小松字瀬戸から柳井市神代字瀬戸山までの間

工事の概要

#### 入札参加資格

入札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

県

構成するものに限る。)とする。 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

定する特定建設業の許可 (とび・土工工事業に係るものに限る。)を受けている クリート工事のA等級であること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。 以下「法」という。)第三条第六項に規

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格がとび・土工・コン 示 ( 平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。 ) 二の○の規

出資比率が三十パーセント以上であること。

知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも 上であること。 共同企業体の代表者の平成十七年十月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県 (以下「総合評定値」という。) のとび・土工・コンクリート工事の数値が千以

値が八百以上であること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値のとび・土工・コンクリート工事の数

入札参加資格の審査

П

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。) を提 八札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の①に規定する共同企業体競

共同企業体協定書の写し

山

- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し
- 委任状

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

大島土木事務所(大島郡周防大島町大字久賀五三八七番地の二)

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年十月二十五日から同年十一月一日までの午前九時から午後四時三十分

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

日までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十一月十八

兀 その他

にすること この審査についての問合せは、大島土木事務所 (電話〇八二〇-七二-〇〇三〇)

## 山口県告示第五百七十四号

定に関する告示 (昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二)の一部を次のように改正 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指

する。

平成十七年十月二十五日

二の1の表所在地の欄中「山口市大字上宇野令」を「山口市上宇野令」に、

山口県知事

井

関

成

場 // 路 // 大字八幡馬 大字上竪小 を 八幡馬場 上竪小路 ľ 令 // 大字上宇野 を

ビ 大字大殿大 大字平井

上宇野令

路 //

を 平 井 大殿大路

ΙĆ 「佐波郡徳地

地の欄中「佐波郡徳地町大字岸見」を「山口市徳地岸見」に改め、二の4の表所在地の め、二の2の表所在地の欄中「大字上宇野令」を「上宇野令」に改め、二の3の表所在 町大字上村」を「山口市徳地上村」 に、「吉敷郡秋穂町西」 を「山口市秋穂西」に改

۱Ć // 大字鋳銭司

欄中「大字陶」を「陶」

を

ĺĆ

「 佐

" 大字吉敷字上 岸 山口市大字朝田字赤 字竹原山口市大字大殿大路 大字吉敷字上

Ξ

を

波郡徳地町大字柚野」を「山口市徳地野谷」

に

Щ

報

| 一 吉敷字上南谷 ĺĆ

「大字名田島」を「名田島」に、「大字宮野」を「宮野

以 「 「 「 「 「 「 「 」 「 上字野令字高 「 中尾 中尾

下」に改める。

小郡町県道小郡三隅線の」を「山口市県道小郡三隅線の」に、「吉敷郡小郡町一般国道 郷」に、「大字大内御堀」を「大内御堀」に、「大字下小鯖」を「下小鯖」に改める。 線」に改める。 市」に、「大字宮野下」を「宮野下」に、「佐波郡徳地町」を「山口市」に、「吉敷郡 下郷」に改め、三の3の表所在地の欄中「吉敷郡小郡町大字下郷」を「山口市小郡下 二号」を「山口市一般国道二号」に、「 同郡阿知須町町道海岸線」を「同市市道海岸 五の表区間の欄中「大字黒川」を「黒川」に、「から吉敷郡小郡町」を「から山口 三の1の表所在地の欄中「大字宮野下」を「宮野下」に、「大字仁保下郷」を「仁保

小郡下郷」に改める。 六の2の表山口線の項中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改める。 八の表中「大字上宇野令」を「上宇野令」に、「吉敷郡小郡町大字下郷」を「山口市

#### 山口県告示第五百七十五号

受けなければならない地域の指定に関する告示(昭和四十二年山口県告示第百五十六号 の四)の一部を次のように改正する。 屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を

平成十七年十月二十五日

山口県知事 井 関 成

市」に、「同郡阿知須町町道海岸線」を「同市市道海岸線」に、「大字大内長野」を 「大内長野」に、「大字嘉川」を「嘉川」に改める。 一の1の表区間の欄中「吉敷郡秋穂町」を「山口市」 ľ 「吉敷郡小郡町」を「山口

## 山口県告示第五百七十六号

字等山 字高嶺 字高嶺 大字上宇野令 大字上宇野令

,大字上竪小路

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三

平成十七年十月二十五日

山口県知事

井

関

成

区域の範囲 区域の名称 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号 |軒屋(1)地区

と六号を結んだ線に囲まれた区域

"	"	"	"	"	岩	市	
					围		
					市	名	
"	"	"	"	"	柱	大	
						字	
					野	名	
"	"	は	"	杉	徳	字	
		ぜ		ケ			
		地		谷	防	名	
八 一 の 二	八 一 の 三 三	八一四の一	八〇七の一	八〇七の一	八四四の六	地	
						番	
六号	五号	四号	三号	_ 号	— 号	標	
						柱	
						番	
						号	

### 山口県告示第五百七十七号

四号)第四十九条の規定により、 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十 次のとおり告示する。

す る。 その関係図面は、 山口県土木建築部河川課及び美祢土木事務所に備え置いて縦覧に供

平成十七年十月二十五日

山口県知事

=

井

関

成

木屋川水系三ツ杉川 河川の名称

兀

兀 Ξ

平成十七年十月二十五日

廃川敷地等が生じた年月日

廃川敷地等の位置 美祢市豊田前町麻生下字風呂ケ迫二九七番一〇

土地 廃川敷地等の種類及び数量 - 一九・九三平方メートル

#### 山口県告示第五百七十八号

の時期、 者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請 より、山口県立柳井高等学校特別教室等新築工事の契約に係る指名競争入札に参加する 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の十一第二項の規定に 方法等について次のとおり定めた。

平成十七年十月二十五日

山口県知事 = 井 関 成

山口県立柳井高等学校特別教室等新築工事

工事場所 柳井市古開作字西東條及び字東土穂石地内

 $(\Box)$ 工事の概要

口

二、七八五平方メート	7クリート造 地上四階建	鉄筋コンク
延べ面積	<b>.</b> 造	

#### 入札参加資格

山

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA 示 ( 平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。 ) 二の①の規 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 2 定する特定建設業の許可 (建築工事業に係るものに限る。) を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規

- 出資比率が三十パーセント以上であること。
- 知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも の (以下「総合評定値」という。) の建築一式工事の数値が八百五十以上であるこ 共同企業体の代表者の平成十七年十月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県
- 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ
- 入札参加資格の審査
- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等 入札参加資格の審査を受けようとする者は、

出しなければならない。 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。)を提 告示四の一に規定する共同企業体競

- 共同企業体協定書の写し
- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

申請書等の提出方法 申請書等は、 共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

よるものは、受け付けない。

申請書等の提出場所

- 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番
- (四) 申請書等の提出期間及び時間

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

二日までに発送する。 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十一月二十

平成十七年十一月七日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

兀

この審査についての問合せは、 山口県土木建築部建築指導課 ( 電話○八三-九三三

一三八三〇) にすること。

#### 山口県告示第五百七十九号

より、 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の十一第二項の規定に 新庄北県営住宅新築工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格

号 について次のとおり定めた。

平成十七年十月二十五日

(二) (一) 新庄北県営住宅新築工事

工事場所 柳井市新庄字上小蔵一五八七番二

工事の概要

	鉄筋コンクリート造 地上五階建	構造
	<u>_</u>	延
	四四	ベ
	平方	面
	四四二平方メートル	積
		戸
	二 九 戸	数
_		

入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である

等級であること。 示 (平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。) 二の○の規 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

口

- 2 定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規
- 出資比率が三十パーセント以上であること。
- の(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。 知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも 共同企業体の代表者の平成十七年十月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県
- ること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審查申請書等

出しなければならない 争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類 (以下「申請書等」という。) を提 へ札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共同企業体競

平成十七年十月二十五日発行平成十七年十月二十五日印刷

発発 行行 人所

山山

知県 事庁

定価一箇月

金二千七百円 (送料共)

2 総合評定値通知書の写し 共同企業体協定書の写し

方法等

(以下「入札参加資格」という。) 及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、

- 特定建設業の許可通知書の写し

山口県知事

= 井

関

成

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

(四) 申請書等の提出期間及び時間 山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一

平成十七年十一月七日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十一月二十

五日までに発送する。

兀 その他

八七〇)にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部住宅課 (電話〇八三-九三三-三